

## 指定地域組織世話人の選任について

コース開催基準に記載されている「世話人」の選任は以下に従って各指定地域組織の代表が行うものとする。

### 1. 指定地域組織世話人の要件

- (1) JPTEC インストラクターであること、職種は問わない。
- (2) JPTEC インストラクターコースまたは JPTEC プロバイダーコースにおいて、コース運営担当者またはコース担当責任医師としてコース開催経験があること。
- (3) JPTEC 協議会の目的に賛同し、事業推進に熱意を持っていること。

### 2. 指定地域組織世話人選任の手順

- (1) 指定地域組織世話人の要件を満たす者を指定地域組織世話人 2 人が連名で推薦
- (2) 指定地域組織の議を経て、指定地域組織の代表が選任

### 3. 指定地域組織世話人の任期及び再任

- (1) 指定地域組織世話人の任期は指定地域組織が定める。
- (2) 指定地域組織世話人は再任することができる。ただし、任期期間中にインストラクターコースまたはプロバイダーコースにおいてコース運営担当者またはコース担当責任医師として積極的に JPTEC 事業推進に参加していなければならない。

### 4. 指定地域組織支部世話人資格の喪失

JPTEC インストラクターの資格を失った場合は指定地域組織支部世話人資格を喪失する。

### 5. その他

この決定事項は、平成 16 年 3 月 17 日から施行する。